郡山市電子式積算線量計貸出要綱

平成 23 年 12 月 22 日制定
平成 26 年４月１日一部改正
平成 27 年７月１日一部改正
令和３年４月１日一部改正
令和６年４月１日一部改正
［保健福祉部保健所総務課］

（目的）

第１条　この要綱は、電子式積算線量計（以下「個人線量計」という。）を市民等に貸し出すことにより、自らが放射線量を確認することによる市民等の不安の解消及び健康管理の増進を図ることを目的とする。

（貸出対象者）

第２条　個人線量計の貸出対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内の高等学校又は高等専修学校に在籍している者（通信課程に在籍している者を除く。）

(2) 市内に住所を有する者のうち、当該年度の４月１日において 20 歳未満のもの

(3) その他市長が認めた者（市内に住所を有する 20 歳以上のものに限る。）

（借用申込）

第３条　個人線量計の貸出しを受けようとする者は、電子式積算線量計借用申込書兼同意書（第１号様式）（以下「借用申込書」という。）を市長へ提出しなければならない。

２　貸出しを受けようとする者は、次に掲げる事項に同意しなければならない。

(1) 市が、個人線量計の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）の測定結果を市民の健康管理のために活用すること。

(2) 個人線量計を取扱説明書その他の関係資料に沿って適切に使用すること。

(3) 個人線量計を目的外に使用しないこと。

(4) 個人線量計を処分又は転貸しないこと。

(5) その他市長が必要と認めて定めること。

３　貸出しを受けようとする者は、福島県が実施する県民健康調査への協力に努めるものとする。

（貸出し）

第４条　市長は、借用申込書を受理した場合には、これを審査し、適正であると認めるときは、借受者に借用申込書の控えを交付し、個人線量計を貸し出すものとする。

（使用説明）

第５条　市長は、個人線量計の貸出しに際し使用方法及び注意事項を十分に説明するとともに、取扱説明書を添付して貸し出すものとする。

（費用の負担）

第６条　個人線量計の貸出しに係る費用は無料とする。ただし、その使用に係る電池その他の消耗品に要する費用は、借受者が負担するものとする。

（借受者の責務）

第７条　借受者は、個人線量計を返還するまでの間において、善良なる管理者の注意をもって管理するほか、第３条第２項の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（測定結果の報告）

第８条　借受者は、個人線量計を返却するときは、測定結果報告書（第２号様式）を市長に提出しなければならない。

（賠償責任等）

第９条　借受者は、故意又は重大な過失によって個人線量計を紛失し、又は破損させた場合には、電子式積算線量計紛失等届出書（第３号様式）を市長に提出するとともに、個人線量計を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の事由があると認める場合には、この限りでない。

（返却）

第 10 条　借受者は、市長が定める日までに個人線量計を返却しなければならない。

（未返却者への対応）

第 11 条　市長は、借受者が前条の期日から７日以上過ぎても個人線量計を返却しない場合は、督促状を発するものとする。

２　市長は、前項の規定による督促状により指定された期限までに借受者が返却しない場合は、個人線量計の実費相当額を借受者に請求するものとする。

（その他）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、個人線量計の貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則（平成 23 年 12 月 22 日）

この要綱は、平成 23 年 12 月 22 日から施行する。

附　則（平成 26 年３月 14 日）

この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則（平成 27 年６月９日）

この要綱は、平成 27 年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

第１号様式（第３条関係）

郡山市電子式積算線量計借用申込書兼同意書

年　　月　　日

郡　山　市　長

申込者	住　　所	〒
	使　用　者　氏　名	
	使　用　者　生　年　月　日	
	職　　業　　等 （学校名・学年組）	
	電　　話　　番　　号	
	保　護　者　氏　名	
	保　護　者　生　年　月　日	
	職　　業　　等	
	電　　話　　番　　号	
	使　用　者　と　の　続　柄	父　・　母　・　その他（　　）

私は、下記の貸出条件を遵守し、電子式積算線量計を使用することに同意のうえ、借用を申込みます。

記

貸出条件	・電子式積算線量計の測定結果を郡山市における健康管理のために活用すること。 ・電子式積算線量計は、取扱説明書及び関係資料に沿って適切に使用すること。 ・貸出期間中における電子式積算線量計の電池等消耗品に要する費用を負担すること。 ・電子式積算線量計は、返却期日までに返却すること。 ・電子式積算線量計を紛失・破損・汚損した場合、または理由なく返却が行われない場合は実費を弁償すること。 ・電子式積算線量計は目的外に使用しないこと。また、電子式積算線量計を処分、転貸しないこと。 ・貸出期間中は「測定結果報告書」に測定結果を記入し、機器の返却時に市へ提出すること。

※郡山市から電子式積算線量計の貸出を受け測定した結果を、福島県が実施する県民健康調査へ提供することについての可否　　（　可　・　否　）

事務処理欄

申込者確認	□運転免許証　□保険証　□マイナンバーカード　□その他（　　）			
借用機器番号	シリアル№		備品番号	
貸出前検査結果	良　・　不良（状況：　　）		検査員	
返却予定日	年　　月　　日	備考		

返却日	**年　　月　　日**	**返却検査員**	
積算線量（日数）	**ｍＳｖ（　　日）**	**備考**	

第2号様式（第8条関係）

測 定 結 果 報 告 書

住　　所 _____

使用者氏名 _____

機器番号	シリアルNO	
	備品番号	

	月日	曜	積算線量（ミリシーベルト）				備考
			記入時刻	測定値	屋外活動時間	屋外活動場所・内容	
1	/		:	mSv	分		
2	/		:	mSv	分		
3	/		:	mSv	分		
4	/		:	mSv	分		
5	/		:	mSv	分		
6	/		:	mSv	分		
7	/		:	mSv	分		
8	/		:	mSv	分		
9	/		:	mSv	分		
10	/		:	mSv	分		
11	/		:	mSv	分		
12	/		:	mSv	分		
13	/		:	mSv	分		
14	/		:	mSv	分		
15	/		:	mSv	分		
16	/		:	mSv	分		
17	/		:	mSv	分		
18	/		:	mSv	分		
19	/		:	mSv	分		
20	/		:	mSv	分		
21	/		:	mSv	分		
22	/		:	mSv	分		
23	/		:	mSv	分		
24	/		:	mSv	分		
25	/		:	mSv	分		
26	/		:	mSv	分		
27	/		:	mSv	分		
28	/		:	mSv	分		
29	/		:	mSv	分		
30	/		:	mSv	分		

	月日	曜	積算線量（ミリシーベルト）				備考
			記入時刻	測定値	屋外活動時間	屋外活動場所・内容	
1	/		:	mSv	分		
2	/		:	mSv	分		
3	/		:	mSv	分		
4	/		:	mSv	分		
5	/		:	mSv	分		
6	/		:	mSv	分		
7	/		:	mSv	分		
8	/		:	mSv	分		
9	/		:	mSv	分		
10	/		:	mSv	分		
11	/		:	mSv	分		
12	/		:	mSv	分		
13	/		:	mSv	分		
14	/		:	mSv	分		
15	/		:	mSv	分		
16	/		:	mSv	分		
17	/		:	mSv	分		
18	/		:	mSv	分		
19	/		:	mSv	分		
20	/		:	mSv	分		
21	/		:	mSv	分		
22	/		:	mSv	分		
23	/		:	mSv	分		
24	/		:	mSv	分		
25	/		:	mSv	分		
26	/		:	mSv	分		
27	/		:	mSv	分		
28	/		:	mSv	分		
29	/		:	mSv	分		
30	/		:	mSv	分		

第３号様式（第９条関係）

電子式積算線量計紛失等届出書

年　　月　　日

郡　山　市　長

申込者	住　　所	〒
	使　用　者　氏　名	
	使 用 者 生 年 月 日	
	職　　業　　等 （学校名・学年組）	
	電　話　番　号	
	保　護　者　氏　名	
	保 護 者 生 年 月 日	
	職　　業　　等	
	電　話　番　号	
	使 用 者 と の 続 柄	父　・　母　・　その他（　　）

電子式積算線量計を（　紛失　・破損等　）したので、次のとおり届出します。

紛失・破損等年月日	年　　月　　日
紛失・破損等の状況	

※紛失・破損等の状況欄には、紛失・破損等に至った経過を詳細に記載すること。
※紛失の場合は最寄りの交番・警察署に紛失届を出し、「紛失・破損等の状況」欄に、届出日、届出した交番、警察署名を記入してください。